

茨城県自動車税納税通知書送付用封筒の広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県（以下「県」という。）における自動車税に係る納税通知書の送付用封筒（以下「送付用封筒」という。）に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容・広告主の制限)

第2条 送付用封筒に記載する広告（以下「封筒広告」という。）は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 法令、規則等に違反するもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) その他、封筒広告として適当でないと県が認めるもの

2 次に掲げる営業に係る広告は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は同法に規定する営業に類似した営業であると認められるもの
- (2) 賭博・ギャンブルに関するもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (4) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (5) 貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) その他、封筒広告を掲載する営業として適当でないと認められるもの

3 県は、次の各号に掲げる者を、広告主としない。なお、広告の掲載期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 消費税（地方消費税を含む。）又は県税を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと
ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

4 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することができない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 11 条第 1 項の協定又は規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 事実と異なる内容を含むもの
- (5) 虚偽又は誤認される恐れがあるもの
- (6) 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）であるもの
- (7) その他、封筒広告として表示することが適当でないと認められるもの

（広告の方法）

第 3 条 封筒広告の掲載を希望する者（以下「広告希望者」という。）は、県が別に定める期日までに封筒広告の印刷原稿（以下「広告原稿」という。）を県へ提出するものとする。

2 県は、広告原稿の提出を受けて、送付用封筒を作成し、広告を掲載する。

（募集方法）

第 4 条 広告主の募集は、公募により行う。

2 前項の公募は、茨城県ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

3 前項の募集要項には、広告媒体の内容、規格、掲載の仕様及び募集期間その他必要な事項を記載する。

(広告掲載の申込)

第5条 前条の公募に応募する者(以下、申込者という。)は、募集要項に定める募集期間最終日までに、広告掲載申込書兼見積書(様式第1号)に広告内容が分かる資料(広告原稿素案)を添付し、県に提出しなければならない。

(広告掲載可否及び広告主の決定)

第6条 県は、前条による申込みがあったときは、募集期間終了後、この要領及び募集要項の定めに基づき広告掲載の可否を決定する。

2 申込者が複数あるときは、次の各号を満たす申込者の中から、見積金額が最も高額である者を広告主として決定するものとする。

(1) 申込者及び前条の広告掲載申込書兼見積書に添付された広告原稿素案が、この要領及び募集要項の規定に反しないこと

(2) 広告掲載料の見積金額が、県が定める予定価格以上であること

3 前項の見積金額が最も高額である者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。ただし、順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。

(1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するもの

(2) 公共的性格を有する私企業

(3) 前号に規定するもの以外の私企業で茨城県内に事業所又は営業所を有するもの

(4) その他の私企業等

4 県は広告掲載可否の決定を行ったときは、その結果を広告掲載・否掲載決定通知書(様式第2号)により申込者へ通知する。

(広告の仕様等)

第7条 封筒広告の仕様等は、次のとおりとする。

(1) 掲載位置 送付用封筒の裏面

(2) 広告の規格及び枚数 広告掲載仕様書によって定める。

(3) 色数 カラー印刷

(4) 封筒広告には、その上部に縦10mm×横15mm以上の大きさに「広告」の表示を入れなければならない。

(広告原稿の作成及び提出等)

第8条 広告主は、県が別に定める広告掲載仕様書に基づき、提出期限までに広告原稿を作成し、税務課に提出する。

2 県は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容がこの要領の規定に適合していることを確認する。

- 3 県は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等に訂正・削除等が必要なときは、広告主に依頼するものとし、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。
- 4 県は、広告の内容を承認したときは、広告内容承認通知書（様式第3号）により広告主に通知する。
- 5 県は、送付用封筒の発付数が確定したときは、発付数通知書（様式第4号）により広告主に通知する。

（掲載料の納入）

第9条 広告主は、県が発行する納入通知書により封筒広告の掲載料を別に定める日まで一括して納付しなければならない。

（費用負担）

第10条 封筒広告のデザイン等に要する費用は広告主の負担とし、封筒に使用する用紙の作成及び印刷に要する費用は県の負担とする。

（掲載の取消し）

- 第11条 県は、広告主が第2条の規定に反すると判断したときは、直ちに封筒広告の掲載を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により封筒広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により封筒広告の掲載を取り消した場合、県は、契約金額の減額は行わないものとする。
 - 4 第1項の規定により封筒広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（協議）

第12条 この要領及び募集要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第13条 この要領及び募集要項に定めるもののほか、封筒広告に関し必要な事項は別に定める。

(様式第1号)

広告掲載申込書兼見積書

年 月 日

茨城県知事 様

(申 込 者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

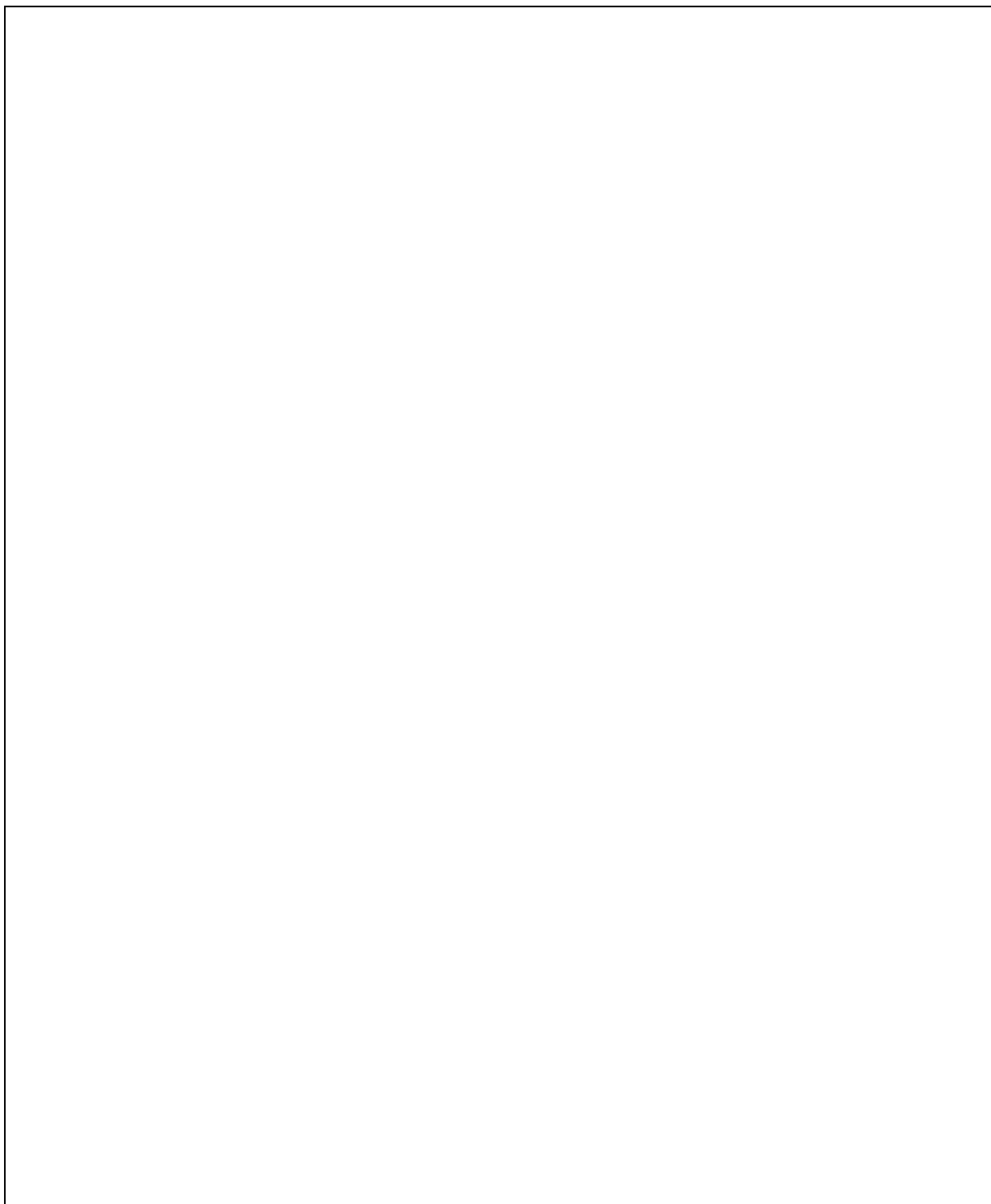
茨城県自動車税納税通知書送付用封筒の広告掲載要領第5条の規定に基づき、同要領及び募集要項の内容を承知のうえ、下記のとおり広告掲載料を見積りします。

なお、申込者及び申込者役員は、茨城県自動車税納税通知書送付用封筒の広告掲載要領第2条第3項の各号に規定される者ではないことを誓約します。

記

1	広告媒体名称	
2	見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
3 掲 載 内 容	(1)業種・事業内容	
	(2)ホームページアドレス	
	(3)広告原稿素案	別紙のとおり
4 申 込 者	本社所在地	
	(県内)事業所等所在地	
	業種・事業内容	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
	担当部署・担当者名	

(別紙) 広告原稿素案



〈注意点〉

- 広告掲載内容と図柄のイメージが分かる資料を添付してください（広告掲載決定後、図柄やデザイン、記載内容の詳細についての変更は可能ですが、掲載事業内容の変更はできません。）
- スペースの都合上、本紙に記載しきれない場合には、任意様式（パンフレット等）を使用いただいても構いません。

(様式第2号)

広告掲載・否掲載決定通知書

年 月 日

(申 込 者) 様

茨城県知事

茨城県自動車税納税通知書送付用封筒の広告掲載要領第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載可否決定事項	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
	否掲載の理由
2 広告媒体名称	
3 広告掲載料	金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
4 契約保証金	
5 納入方法等	
6 広告原稿提出期限	

(様式第3号)

税 第 号
年 月 日

広告内容承認通知書

殿

茨城県知事

年 月 日付で提出のありました封筒広告については、内容等が適当であることを承認しましたので、通知します。

なお、内容を変更する場合は、再度、承認が必要です。

(様式第4号)

税 第 号
年 月 日

発付数通知書

殿

茨城県知事

年度自動車税納税通知書の発付数が確定したので、下記のとおり通知します。

記

発送日	年 月 日
発付数	県内： 通
	県外： 通
	合計： 通